

第3事件

令和4年（行ウ）第111号 借地権設定契約差止等請求事件（住民訴訟）

第3事件原告準備書面2の要旨について説明します。

今回の準備書面で、原告らが訴えたいことは、次の4点です。

- (1) 大阪IR事業に公益性・公共性がないこと
- (2) IR事業者が選定される過程からして、違法に本件土地課題対策費用を負担する枠組みが形成されたこと
- (3) これらの費用の負担が財政規律を潜脱していること
- (4) 市所有地の無償使用（使用貸借）が条例・規則や平等原則に反していること

2 IRの公益性・公共性について

被告は、日本型IR整備法の目的や国交大臣の認定を根拠に、大阪IRには公益性・公共性があると主張しています。例えば、被告人準備書面24 6頁も日本型IR整備は、「我が国において国際競争力の高い魅力的な滞在型観光を実現することで、観光及び地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資するという公益の実現を目的とする」としています。

さて、ここでいう「滞在型観光」とは、なんでしょうか。単に一か所にとどまってその周辺を見て歩くというものではありません。昔の言葉で言えば客を長逗留させて、カジノで遊ばせる、それに飽きたら、劇場などの娯楽施設で遊ばせる、また、それに飽きたらカジノでお金を使わせる、それに飽きたら、買い物をさせる、また、それに飽きたらまたカジノで遊ばせる、正にカジノでお客さんにお金を使わせる構造のものです。MICE施設等は賭博の性質を覆い隠すための装置にすぎません。

しかしながら、カジノが生む経済効果は、ギャンブル依存症、個人の破綻、治安悪化等の害悪の上に成り立つもので、そのような人の不幸の上に建つ経済的繁栄を「公益の実現」とは呼べないと考えます。

加えて、勤労を美德とし、賭博を悪徳とする倫理観を破壊するものであり、

社会全体への害悪をまき散らすものにほかありません。

次に、被告が掲げる納付金・経済波及効果の「確実性」についても、担保されていません。例えば、IR整備法に基づく国の認定審査についても、需要予測の根幹である来場者数算定が「意欲的」とされ、旅行消費額等の推計に過大さがあるとの評価が示されているのです。

さらに問題な点は、府市とSPCが、IR収益に「与る」共同体のような関係となり、市の利益・市民の利益よりSPCの利益が優先される状況にあるということです。事業者選定の経緯を見れば、MOコンソーシアム一者となった後、府市が極めて不利な状況で交渉を重ね、土地課題対策費用負担を迫られたという外ありません。被告は、これを否定するなら、交渉過程を具体的に明らかにすべきであると考えます。

3 IR事業者が選定される過程からして、違法に本件土地課題対策費用を負担する枠組みが形成されたという点について

被告は、地中障害物・土壌汚染・液状化は公募後に判明したので、当初から事業者負担としていた条件を市負担に変更したわけではない、と主張しています。しかしながら、少なくとも土壌汚染や地中埋設物は、賃料鑑定依頼時点で予測され、鑑定書でも「別途定める」とされていたのです。

また、液状化については、被告は、「本件公募に先立ち、令和元年度に実施した大阪府・市による地盤調査（3箇所）における液状化判定結果などを踏まえ、本件公募開始時点においては、本件土地について、液状化のおそれあるいはその対策にかかる特段の必要が生じるような土地であるという認識がなかった」旨主張します。

しかしながら、夢洲地区では、平成3年度から令和元年度までの間で、104か所の地点でボーリング調査が行われているのです。液状化も、市において予測されていたのではないかと考えます。

そうすると、地中障害物、土壌汚染、液状化について、それぞれ、公募開始時には、認識しておらず、その後のMOコンソーシアムの指摘などによって、発見された、あるいは、考慮検討すべき事項として認識したかのような被告の主張は、事実と異なるものであると言わなければなりません。

4 これらの費用の負担が財政規律を潜脱していること

被告の主張は、要するに、本件においては、SPCが土地課題対策を実施

するのが必要かつ適切であり、したがって、SPC が施工業者を選定することが合理的かつ相当である。そうすると、SPC は民間事業者であるから、その行う発注等の行為については地方自治法等の適用はないし、準用されるものでもない。よって、SPC が、入札を行わなかったとしても違法の問題は生じない、というものですが、あまりに都合の良い主張であると言わざるを得ません。

被告は、一方では本件事業の公共性を強調して、本件土地改良事業を市事業と位置付け、本件土地課題対策費用を市が公金により負担することを正当化しています。他方、本件土地課題対策工事の実施の過程（すなわち、公金の使われ方）については、民間企業である SPC が行うことであるから、地方自治法等の規律はまったく適用されないと主張しているのです。

被告の主張は形式論であり、脱法的とすらいふべきです。

なお、被告も一応は、「本件土地改良事業を市事業として位置付けたことや、本件土地課題対策費用は市が公金により負担するものであることに鑑み、地方自治法第 2 条第 1 4 項及び地財法第 4 条第 1 項の規律等も踏まえ、・・・本件管理枠組み等を構築・運用し、本件土地課題対策工事の内容・費用の妥当性、適正な履行が確保されているか等につき確認しているところである。」とも主張しています（同準備書面第 I 項第 3 項 1（2）エ）

しかし、結局のところ、公共工事の公正性や経済性等を確保するための大原則とされている一般競争入札は実施しないのです。その結果、発注者である SPC と関係の深い業者と随意契約するという契約の公正性を疑わせる事態を生じているだけでなく大阪市が競争入札で発注した土木工事の平均落札率は約 90 パーセントであるのに、本件においては予定価格に相当する金額が支払われる事態に至っています。

本件において、一般競争入札を実施しなかった結果、約 10 パーセントの損害が生じることは、現実の入札の結果から裏付けられています。

これに対して、被告が費用の合理性、相当性を確保するために講じているという措置によって、一般競争入札を実施した場合に相当する程度に費用が抑えられるかについて、被告は具体的な根拠を何も示していません。被告の主張する措置は、一般競争入札に代わるものとは到底評価できません。被告の主張がアリバイ的と評価されるゆえんです。

4 市所有土地の無償使用（使用貸借）の違法性（要点）

この点、被告は「市の事業のための貸付で実質は使用貸借ではない」などと述べるが、原告らは、契約形式として使用貸借を締結している以上、適法要件を満たす必要があります。また「公益」の解釈を市長裁量で拡張できるとする被告見解は、条文の意味を恣意的に変えるもので許されません。

さらに、この使用貸借契約は、市が定めた減免の指針・運用実態からも乖離しています。指針上、そもそも市が出資しない株式会社の賃料を全額免除することは予定されておらず、営利目的用途について減免自体が予定されていない。それにもかかわらず、100%減免の株式会社が限られる中で、SPC（大阪 IR(株)）のみが恣意的に優遇されています。仮に形式的な手続があったとしても、収益物件であり類似事例もなく不公平である以上、裁量権の逸脱・濫用に該当します。

5 結語

被告の主張は、公共性を盾に支出を正当化しつつ、手続統制は民間発注を理由に外すという点で、地方自治法の統制を潜脱するものです。かかる IR 事業枠組みの全体という点も視野に入れていただき、審理を進めていただきたいと思います。